

当院における新型コロナウイルス感染症の対応について

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更となりました。しかしながらウイルスの特性に変化は無く、入院中に感染するリスクがあります。また、当院には重症化リスクの高い方が多く入院されていることから、引き続き院内感染の拡大防止に努める必要があります。

当院はリハビリテーション専門病院のため感染症病棟はございませんが、政府の方針により令和6年4月より新型コロナ確保病床に依らない通常の医療提供体制に移行していることから、新型コロナウイルス感染時の感染症病棟への転院は困難な状況となっております。これを踏まえ、当院においては以下の対応とさせていただきます。何卒ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

【入院中に感染が判明した患者さま】

①隔離方法について

多床室の方は原則、病室の変更はせず自室のカーテン内に隔離対応させていただきます。

②転院について

5類感染症では軽症の場合は原則的に転院をすることはできません。重症化の傾向がある場合は医師の診断のもと、急性期病院への転院を打診いたします。

③入院費用・新型コロナ治療薬費用について

感染療養期間中においても入院医療費およびコロナ治療薬についての自己負担が発生いたします。

④感染判明後のリハビリの実施について

主治医の判断のもと、発症日を0日目として3日目から自室内でリハビリを再開いたします。リハビリ時間は平常時よりも制限することがございます。なお、リハビリスタッフは訓練時に個人防護用具を使用させていただきます。

【陽性者と関わりのあった患者さま】

①濃厚接触者の対応について

陽性者と同室の患者さま及び陽性者と一定時間以上関わりのあった患者様は、感染拡大防止の観点から、全て濃厚接触者としての対応を行います。

濃厚接触者としてカーテン内隔離を実施し、個人防護具を使用しながらリハビリを継続します。リハビリ時間は平常時よりも制限することがございます。

陽性者の隔離解除日を0日目として4日目に抗原検査を行い、陰性確認の上、濃厚接触者対応が解除されます。

②面会について

感染状況に応じて制限させていただくことがあります。